計量法第28条に基づく基準

公募要項　別添２

<table>
<tr><th></th><th>計量法第28条に基づく基準
（矢印以降、計量法第28条及び28条で規定している経済産業省令の本文）</th><th>評価の対象となるもの：計量法第26条に規定している申請書類
（横浜市指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱第２条第３項に定める添付書類）</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>①</td><td>経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであるか
→経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表第一の特定計量器の欄に掲げる特定計量器（質量計及び皮革面積計に限る。次項において同じ。）ごとに同表の検査設備の欄に掲げるものであって、前条第四号ロの特定計量器の定期検査を適確に遂行するに足りるものとする。
別表第一（抜粋）
<table>
<tr><th rowspan="2">特定計量器</th><th>検査設備</th><th colspan="2">定期検査又は計量証明検査を実施する者</th></tr>
<tr><th>名称</th><th>条件</th><th>人数</th></tr>
<tr><td>質量計</td><td>基準分銅、
基準はかり</td><td>少なくとも一般計量士一名以上を置くものとし、その他の者については、次のいずれかに該当すること。
一　一般計量士
二　独立行政法人産業技術総合研究所の「短期計量教習」以上を修了した者で、指定に係る実務経験が一年以上の者</td><td>二名</td></tr>
</table></td><td>添付書類④イ　「定期検査の業務を行う特定計量器の種類」
添付書類④オ　「定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別」</td><td>適・否</td></tr>
<tr><td>②</td><td>経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であるか
→経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第一（上記①内“別表第一”参照）の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の定期検査又は計量証明検査を実施する者の欄に掲げるとおりとする。</td><td>添付書類④カ　「定期検査を実施する者の資格及び数」</td><td>適・否</td></tr>
<tr><td>③</td><td>法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであるか
→法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。
一 一般社団法人　社員
二 会社法　（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項 の持分会社　社員
三 会社法第二条第一号の株式会社　株主
四 中小企業等協同組合法　（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法　（昭和二十二年法律第百三十二号）第四条第一項の農業協同組合　組合員
五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第四条第一項の農業協同組合連合会　直接又は間接にこれらを構成する者
六 その他の法人　当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類するもの</td><td>添付書類①　「定款又は寄付行為及び登記事項証明書」
添付書類④ア　「役員の氏名及び履歴、省令第２条の二に規定する構成員（以下「構成員」という。）のうち、主たる者の氏名（構成員が法人である場合にはその法人の名称）並びに構成員の構成割合」</td><td>適・否</td></tr>
<tr><td>④</td><td>前号に定めるもののほか、定期検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであるか
→法第二十八条第四号の経済産業省令で定める基準は、定期検査の実施に係る組織、定期検査の方法、手数料の算定の方法その他の定期検査の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。
一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと
二 定期検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
三 前各号に掲げるもののほか、定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと</td><td>添付書類④ア　「役員の氏名及び履歴、省令第二条の二に規定する構成員（以下「構成員」という。）のうち、主たる者の氏名（構成員が法人である場合にはその法人の名称）並びに構成員の構成割合」
添付書類④ウ　「定期検査の業務を行う地域」
添付書類④エ　「１年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数」
添付書類④カ　「定期検査を実施する者の資格及び数」
添付書類④キ　「定期検査以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要」
添付書類④ク　「手数料の額」
添付書類⑤　「申請者が法第27条（欠格条項）各号の規定に該当しないことを説明した書面」
添付書類⑥　「申請者が省令第２条の三（適合要件）の各号の規定に適合することを説明した書類」</td><td>適・否</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであるか</td><td>添付書類②　「申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表」
添付書類③　「申請の日を含む事業年度及びその翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（定期検査及び計量証明検査業務に係わる事項と他の業務に係わる事項を区分したもの）」</td><td>適・否</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないか</td><td>申請書全般</td><td>適・否</td></tr>
</table>